

にその系譜の書上を命じ、儒官に編纂させ寛永20年〔1643〕完成した「寛永諸家譜」にその後の記事を書き継がせ、更に万石以下の目見〔めみえ〕以上の家伝を上進させてこれに加え、増補改修したものである。堀田正敦〔ほったまさあつ。第6代伊達宗村の六男。佐野城主堀田家に入嗣。幕府若年寄勤続43年〕を編修総裁として寛政11年〔1799〕着手、文化9年〔1812〕大成した。さきの「寛永諸家譜」書上の際は、ほとんどが、早急に遠祖を偽作するか、先祖伝説を潤色するかしたので、その後倒叙的に作ったそれぞれの家系と一致しないものが少なくなかったといわれる。

## 21 「桜ヶ岡」の「ケ」を「が」と 読ませるのは何故か

問 住居表示で、西公園が「桜ヶ岡公園」となりましたが、この「ケ」を「が」と読ませるのは何故でしょうか。また、どうして「桜ヶ岡」と書かなければならないのでしょうか。

答 「桜ヶ岡」とか「榴ヶ岡」「旭ヶ丘」などと書かれている場合の「ケ」は、一見片仮名の「ケ」と同形ですが、実は全く別個の漢字「个」の字体の一つなのです。このことが、根源的な問題解明のヒントです。この「个」は中国では現在でも常用されていますし、わが国でも明治以前には普通に使われており、古書にはよく見られる漢字でした。「異体字研究資料集成」第5巻内の「省文纂攷」(松本愚山、享和3〔1803〕)に『个箇。古作个。後人多用個字。此間、俗作ケ者非。』同書第10巻内の「俗字略字」(黒柳勲、明治43)に『音モ義モ同ジクシテ略字視セラルモノ。箇个。個个』とあります。その音は「こ」・「か」で、箇・個よりも以前に生まれた漢字で、箇・個と同じく物を数えるに用いる語です。それは現在でも

一ヶ→一个→一箇 (いっこ)

二ヶ→二个→二箇 (にこ)

一ヶ条→一个条→一箇条 (いっかじょう)

一ヶ所→一个所→一箇所 (いっかしょ)

のような日常用語の表記と発音が、个→ケの意味と発音とを端的に示していることでも知ることができます。また、この字はその音(か・こ)を借用して「か」・「こ」の音を示す送り仮名としても使われてきました。この送り仮名慣用が根強く現代にまで尾を引いているのです。これに反して同形の片仮名「ケ」は、漢字「介」〔「け」の音をもつ〕を字母として省画作字されたもので、唯一「け」の音をもつだけであることは、いうまでもないことあります。以上のことから「桜ヶ

岡」の「ケ」は、現行片仮名の「ケ」ではなく、漢字「个→ケ」の音「か」を借りたもので、従って「さくらけおか」を、無理に「さくらがおか」と読ませるような、不合理なものでないことが明確になります。なお、濁点のない「ケ(か)」を「が」と読むのは、上代日本語には清音しかなく濁音が発生してからも濁点を打たなかった伝統によるものです。この慣例は、今でも和歌や書道の社会に残存しております。

次に、「桜ヶ岡」というおよそ現代的でない表記の仕方には多くの問題があります。まず、この公園は、明治8年〔1875〕6月の開設で、「桜岡公園」または「本柳町公園」と公称されたことが<sup>(3)</sup>諸記録に見られます。そして明治35年、東公園として「榴岡公園」が設けられて以来、それに対する「西公園」の呼び名で、永く市民に親しまれ定着してきたものです。「仙台市都市公園条例」(昭和40年仙台市条例第32号)に規定された公式名称も「西公園」であり、バス停の名称も「大町西公園前」となっており、知名度・通用度において桜ヶ岡公園の方は問題になりません。甚しいことには、地図上で桜ヶ岡公園〔住居表示地域〕の中に西公園〔公園地〕がある形で図示されていることです。このような不都合はともかくとして、「桜岡」という漢語風の雅名と、「さくらがおか」という日本の呼び名を調整するため、送り仮名「ケ」〔か〕が取付けられて「桜ヶ岡」とする表記も次第に見られるようになりました。開園時、伊勢堂山からここに遷された荒巻神明社の正式社名「桜岡大神宮」は、送り仮名の助けを借りようとしません。送り仮名を入れるか、入れないかは論外としても、今では片仮名の「ケ」と同一視されてしまった漢字「ケ(个)」を、いつまでも尤もらしい送り仮名として固執するのは適当ではありません。郷土研究の大家小倉博著「仙台」では、<sup>(7)</sup>このような送り仮名「ケ」を排し『藤が崎・榴が岡・米が袋・経が峯・茂が崎』と表記しています。漢字「ケ(个)」の知識皆無にもかかわらず、「ケ」を使う方が、何かしら尤もらしい、由緒ありげだとするのは、全く意味のないことです。現行の片仮名の字体が正式に一音一字体のものに確定されたのは、明治33年の文部省令によってでした。その時点で、同形別字「ケ」と「ケ(个)」の同在混乱を避けるために、旧来の「ケ」を「こ」・「か」の発音に当てる使い方は廃止されるべきでした。にもかかわらず、国語改善のためになされて来た発展方向から、この旧物の部分だけが遊離し跛行しているわけです。多くの人々に漢字「个→ケ」についての知識のあった時代、そして「ケ」が必ずしも国定の片仮名の1字とは限らなかった時代は別として、現代の「〇ケ〇」式の表記法には、大いに批判すべきものが含まれております。

注(1) 同形別字は外にも例がある。また多数別字の同形もあり、文書難読性の要因となることがある。

注(2) 阿→ア、伊→イ、宇→ウ、江→エ、於→オ、介→ケ……のように、漢字の画〔かく〕を省略し、その偏〔へん〕・旁〔つくり〕・冠・脚などをとって作ったもの。平安時代初期、漢文訓点の送り仮名を使ったのが始まりで、様々な字体があった。問題の「ケ」を「か」の音にあてる使い方も、発生は違うが、片仮名の中に何時からか混入した。片とは漢字の

片方または不完全の意味。仮名とは「かりな」の音便「かんな」から変った。名とは文字のこと。

注(3) 本柳町という所在の町名からいう。明治 23 年 3 月 31 日仙台市議会決議「公園地管理の件」に『当市本柳町公園地は……』とあり、その他の公文書にも散見。

注(4) 一般にこのように、地名などに漢字 2 字をあてるのは、和銅 6 年〔713〕5 月 2 日、元明天皇が「諸国郡郷の名は好き字〔漢字 2 字、中国文化のバランス尊重の影響〕をつけよ」と詔したことに始まり、後世漢学趣味の参画したものも見られる。公園名の桜岡もその類で、上注(3)のように、公式記録には本柳町公園の方が多出する。「好き字……」の詔についての記事は「続日本記」〔しょくにほんぎ〕卷 6 に、『和銅六年五月甲子。制。幾内七道諸国郡名好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具錄色目。及土地沃瘦。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載于史籍。亦宜言上』

「続日本記」は「六国史」〔りっこくし〕の一。40 卷。「日本書記」の後を受け、文武天皇〔697〕から桓武天皇〔791〕までの編年体の史書。菅野真道・秋篠安人・中科巨都雄らが、桓武天皇の勅を奉じて延暦 16 年〔797〕撰進、略して「続記」という。「六国史」とは、奈良・平安時代に編纂された官撰の 6 部の国史。即ち「日本書紀」「続日本紀」「日本後紀」「続日本後紀」「文徳実録」「三代実録」〔清和・陽成・光孝 3 代の史書〕の総称である。「風土記」〔ふどき〕が、上記の元明天皇の詔によって、諸国に命じて、郡郷の名の由来・土地の肥瘦・産物・古伝などを記して撰進させた地誌。完本としては「出雲風土記」のみであり、常陸・播磨・豊後・肥前のものは一部分伝存する。文体は国文体を交えた漢文体。江戸時代に編まれたものと区別するため「古風土記」という。また「風土記」の逸文を集めて国別に編集したものに、栗田寛の「纂訂古風土記逸文」〔明治 31 年刊〕等がある。

注(5) 漢文を訓読するために、漢語の右方に書きそえた活用語尾、または助詞・助動詞などを表わす仮名。また、国文を読む場合に、漢字で書いた語の読みを明らかにするために、その語の末部を漢字の下につけて表わす部分をもいう。

注(6) 古くから宮城郡荒巻村にあった小祠に、伊達政宗が元和 7 年〔1621〕伊勢両宮の分靈を勧請して祭祀を厚くし、神明宮と号し、その地を伊勢堂山と呼んだ。後、天和 2 年〔1882〕4 代綱村が社殿を改築するなど、伊達家代々崇敬の社であった。もと別当神宮寺があったが、維新の際廃止された。明治 2 年村社に列せられ、荒巻神明社と改称した。同 5 年仙台大町佐藤助五郎等が協力して本柳町〔今の西公園〕に遷し、同 8 年県社に列し社号を桜岡大神宮と改めた。

注(7) 仙台の歌人小倉茗園〔めいえん〕の三男。旧制二高から東大国文科に学んだ。東大在学中は大槻文彦のもとで過して薰陶を受けた。明治 42 年母校旧制二高教授、大正 10 年宮城県第二高女〔現二女高〕校長、大正 12 年東北大助教授となった。大正 13 年、仙台につい

ての最も簡潔で最も正確な歴史と現状のガイドブック「仙台」初版を公刊した。これは戦災前の仙台を記述した文献として古典的な価値をもつ名著である。大正15年斎藤報恩会に移り、博物館図書部主任として東北資料の充実と事業運営に、大きな功績を残した。郷土史研究者としても、終始斯界の先頭に立ち「仙台郷土研究会」創立の音頭をとり、その機関紙発行に献身的な情熱を注いだ。彼の郷土史への最大の寄与は、伊達政宗に関するものであった。政宗伝記の第一級とされる「伊達政宗卿」（昭和10年刊）、大著「伊達政宗卿伝記史料」（昭和13年刊）は、委員長として編纂したものである。政宗言行録「御名語集」を校合出版したのもその頃のことであり、それに続く「伊達家治家記録」のうち性山公〔輝宗〕・貞山公〔政宗〕の部の活字化公刊〔昭和13年〕のための協力も彼の大きな業績であった。「仙台」と同様に高い評価を受けたものに「松島」（昭和3年刊）がある。歌人としても多くの門下の指導に当った。御歌所寄人の候補に選ばれたが、昭和19年3月5日東京で客死した、68才。新寺小路愚鈍院に葬る。その兄弟伸吉・進平・勉・強は、いずれも学究として大きな業績を挙げ、学者兄弟として有名であった。

資料 漢和大辞典（諸橋轍次）

国語学辞典（国語学会）

## 22 「西風」（地名）の読み方

問 東仙台の小鶴に西風という小字があるが、何と読むのか。

答 「安永風土記御用書出」の宮城郡小鶴村の部に、15屋敷の一として西風（ならい）屋敷があります。<sup>(1)</sup> 西風はこの地のことで、「ならい」と読ませます。「仙台市地名簿」（仙台市総務局庶務課昭和41）にも『西風ならい』、「仙台市町字名コード表」（仙台市総務局電子計算課）にも『小鶴字西風コズルアザナライ』と載っています。

ならいとは、三陸から熊野灘に至る太平洋岸で冬の強い風のことをいいます。西鶴の「五人女」<sup>(2)</sup>にも『ならいはげしく……』などとでてきます。風の方向は地域によって異なり、例えば「全国方言辞典」（東条操編）には、

- 『1. 西北風（常陸・千葉）
2. 北風（千葉・伊豆大島・三宅島・八丈島・神奈川・大分）
3. 東北風（江戸・千葉・伊豆三宅島・静岡・愛知県愛知郡・三重）
4. 東風（静岡県安倍郡・愛知県知多郡）